

答申（制）第39号
令和2年11月12日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 武藤 智浩



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

令和2年10月27日付け2税第41号で諮問があったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の内容は、概ね妥当なものとして認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しをすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。

- （1）職員が特定個人情報を取り扱う際の人的リスクにかかる対策を評価書に記載すること
- （2）評価書の記載をより適切な表現に改めること